

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和4年9月26日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第35号

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和2年小牧市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第3項第3号中「別に定める日」を「その利用日の7日前（女性センターのあさひホールにあっては、30日前）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 利用者は、前項第3号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、市長の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

別表第3の2の表アリーナの項中

2	2,240	を に改める。
2	1,600	
3	640	

附 則

- この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 改正後のこまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第3項第3号及び同条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に申請する利用の変更又は取消しに係る使用料等から適用し、同日前に申請した利用の変更又は取消しに係る使用料については、なお従前の例による。
- 新条例別表第3の2の表アリーナの項の規定は、令和5年4月1日以後の利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。